第六十号の二	十二万五千円
（略）	（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第三十号の三、第三十七号の四、第四十三号の二及び第五十号	二十七万円
第三十号の四、第三十七号の五及び第四十三号の三	二十七万円
（略）	（略）

四・五　（略）

六　第六十号及び第百二十六号の二の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第六十号及び第百二十六号の二の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、十二万五千円とする。

七　第六十号の二及び第百二十六号の二の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第六十号の二及び第百二十六号の二の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第六十号の二の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、十二万五千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～二十一　（略）	（略）
二十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円

（略）	（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第三十号の三、第三十七号の四及び第五十号	二十七万円
第三十号の四、第三十七号の五及び第四十三号の二	二十七万円
（略）	（略）

四・五　（略）

（新設）

（新設）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～二十一　（略）	（略）
二十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円